

沖縄国際物流ハブ活用推進事業（認知度向上）に係る企画提案仕様書

1 事業名

沖縄国際物流ハブ活用推進事業（認知度向上）

2 期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

沖縄の国際物流ハブ機能を活用した沖縄県産品（以下「県産品」）の輸出拡大を図るため、アジア各地域で開催される見本市や物産展への出展、小売店や飲食店における沖縄フェア開催及び県産品認知度拡大のためのイベント等を実施することで、県産品の認知度向上とともに県内事業者の商流構築を支援する。

4 委託業務の内容

以下の内容について業務を委託するが、業務の実施に当たっては、発注者の指示に基づき、沖縄国際物流ハブに関連する他事業の受託者と密に情報交換、連携を図り、一体となって販路拡大に取り組むとともに、沖縄県他部署や他団体等の実施する海外関連事業（物産に限らない）に関して独自に情報収集を行い、効果的な連携を図ること。

また、事業実施にあたり現地に出張して小売店、飲食店、商社等の関係者と面談を行う場合は、原則として当該地域を所管する県海外事務所スタッフに同行を求めるとともに、主要なメールでのやりとりは同報（CC）に入れることにより、各種情報が県海外事務所に集約されるよう取り組むこと。

(1) アジアで開催される見本市、商談会への出展等

- ① アジア（沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる国・地域。但し、香港・台北・中国は除く）において開催される見本市や商談会等に出展し、県産品の販路拡大を図ること。
- ② 出展先は、対象国における販路拡大の可能性、展示会の時期、来場者の層、取扱品目等を踏まえ、効果的な出展先を提案すること。なお、香港、台北、中国における見本市、商談会は別事業で対応するので原則対象外とする。
- ③ 出展にあたっては、県内商社と連携する等により、県内メーカーを複数社取りまとめて出展すること。県としての単独の出展ではないことに留意。
- ④ 各イベント実施後は、可能な限り早急に、当日の概要と実施結果の速報値、写真データ等を A4 で 1 枚程度にまとめ、プレスリリース用に県へ提供すること。

(2) アジア各地の小売店や飲食店におけるフェア開催

- ① アジア各地の小売店で開催される物産展への参加、飲食店における沖縄フェアの開催等により、県産品の販路拡大を図ること。
- ② 実施先は、下記一覧に関する企画とともに、予算の範囲内でその他のイベント等の提案を行うこと。その際、対象国における販路拡大の可能性、時期、来店者の層、取扱品目等を踏まえ、効果的な実施先を提案すること。

No.	イベント名	金額(円)
1	ASEAN見本市	1,500,000
2	ASEANフェア	2,000,000
3	マレーシア百貨店フェア	1,500,000
4	バンコク沖縄フェア	1,500,000
5	香港百貨店等フェア	1,000,000
6	台北飲食店フェア	1,000,000
7	韓国イベントフェア	1,500,000

※旅費等諸経費除く

- ③ 同一地域内において、沖縄国際物流ハブ関連の別事業によるイベントが開催される場合には、より効果的と考えられる場合には共同での実施も対応すること。
- ④ 各イベント実施後は、可能な限り早急に、当日の概要と実施結果の速報値、写真データ等をA4で1枚程度にまとめ、プレスリリース用に県へ提供すること。

(3) 中国（上海・北京）を主な対象としたフェア及び準定番化に向けた取り組み

中国（上海・北京）においては、高級デパート等の小売店や飲食店において、旬の沖縄食材をはじめ既に流通している商品を活用した沖縄フェアを実施する。

準定番化においては、高級デパート等の企画で開催される小規模フェアへ年間を通じて複数回実施する。直接経費 3,000 千円で見積もること。

準定番化に向けた取り組みでは、県産品を事実上継続購入が可能となる取組であり、提案にあたっては下記ポイントを盛り込むこと。

- ① 規模は、売場において4ワゴン前後あるいは1, 2ブース程度のスペースでの出展を想定するものである。既存商品並びに新商品をPRするとともに、定番化の回転率向上も含めて提案すること。
- ② 対象となる県産品は、継続購入が期待できる健康食品等の説明が必要な商品や、

定番化には向かないが物産フェアなど対面販売や実演販売では売れる県産品を主な対象とする。

- ③ 売上を向上するため、可能な限り同じ販売促進員（マネキン）を通年で活用し、商品知識と沖縄への理解を徹底して向上すること。
- ④ 出品する県内メーカーは、年に一回は現地での販売促進に参加できるメーカーとし、現地においてマネキンへの商品教育機会を設けること。また、出品する商品毎にその特徴や売りのポイントをメーカーが作成し、それを翻訳してマネキンに教えること。
- ⑤ 商品説明のための効果的な現地語 POP 作成、及び沖縄をイメージさせる装飾を行うこと。
- ⑥ 可能な限りコストを抑えた運営方法を構築すること。
例：運営は現地関連会社等に委託して行う、商品は通年分を一括して輸送し現地で在庫とすることで物流費を下げる 等
- ⑦ 中国（上海・北京）に加えてそれ以外の国・地域も提案可能であるが、採択後に実施店舗が他事業と重複した場合には変更すること。

(4) 県海外事務所企画への取り組み

各県海外事務所が、県産品販路拡大にあたって現地目線から必要と考える下記をテーマとした取り組みについて、それぞれ提案を行うこと。採択後は、各海外事務所と企画内容を擦り合わせて取り組むこととし、その後は、自社提案と同様に責任を持って主体的に進めること。

- ① 台湾
県食材・工芸品も含め沖縄県産品全般の認知度向上を目的としたプロモーションの実施。直接経費（再委託含む。以下同じ）3,000 千円で見積もること。
- ② 香港
飲食店等での沖縄フェア、飲食店組合等とタイアップしたイベント、商談会などの実施。直接経費 3,000 千円で見積もること。また観光とイベント時期に合わせて商談会の実施のため直接経費 1,000 千円見積もること。
- ③ 上海
これまで中国にあまり輸入されてこなかった沖縄商品や食材、あるいは新たな切り口や手法によるプロモーションを行い、沖縄県産品の幅の拡大と魅力向上により販路拡大を図るための企画を実施する。直接経費 3,000 千円で見積もること。
- ④ 北京
現地小売店等での県産品フェアの開催、飲食店等での沖縄県産品の認知度向上を目的としたプロモーションの実施。直接経費 3,000 千円で見積もること。

⑤ シンガポール

現地の小売、飲食店等を含め沖縄県産品の認知度向上を図るためにフェアやシンポジウム等を実施。直接経費 4,000 千円で見積もること。

(5) 事前情報収集とセミナーの開催、事後フォロー

- ① 物産展等で活用予定の販売促進員やバイヤーから現地の嗜好や効果的な販売方法等のヒアリング機会を設け、事前の情報収集を行うこと。
- ② 事前セミナーを開催し、参加する県内メーカーや商社へ入手した現地情報を共有するとともに、各国の輸出入規制など基本的な研修を行うこと。
- ③ イベント終了後は、販売促進員やバイヤーから今回の課題等をヒアリングし、実績とあわせて参加企業並びに沖縄県に情報共有を行うこと。

(6) 各イベント等を企画する際には、商品選定やブース装飾、リーフレット作成等において、県産品ブランドイメージ「長寿の島沖縄」の趣旨を取り入れ、県産品の持つ栄養価の高さ等の機能性とその背景となる沖縄が長寿となった食文化等のストーリーを一体的に発信し、長寿の島沖縄から来た高付加価値産品として、ブランド形成に努めること。

(7) その他本事業の目的を達成するために有効な事業

5 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 47,567,000 円以内（消費税及び地方交付税を含む）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

6 業務の実施状況に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 年度末を目処に報告会を開催し、事業成果や課題に関する報告を行うこと。
- (3) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

7 事業の成果品及び著作権

(1) 成果物体裁、提出部数等

- ① 委託業務報告書 A 4 版（紙原稿及び製本版 30 部）

報告書は個別企業名の入った非公表用の完全版を 1 部提出することとし、残り 29 部は個別企業名が特定される表記は避けて作成すること。

② 上記①に係る電子記録 1式

テキスト情報化した PDF 形式と、EPUB3 等に準拠した電子記録とする。なお、EPUB3 とは、国際電子出版協会（IDPF）が定める国際標準の電子書籍のファイルフォーマット規格のものをいう。

(2) 著作権

- ① 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- ② 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ③ 当該成果品並びに本事業で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属することとし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」）は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には 10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② 海外イベントを運営するための現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤ その他、簡易な業務

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の 1 / 2 を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

第一項の規定に関わらず、以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計

- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運營業務
- ⑤ 商談・販促ツール（ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等）の制作
- ⑥ 1件あたりの委託費が1,000千円未満の経費
- ⑦ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る利己の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まない。

＜一般管理費の算出（県基準を採用する場合）＞

（直接人件費＋直接経費－再委託費(※)）×10%以内

※ 一般管理費の算出基礎となる再委託費については、委任（準委任を含む）契約に係る経費であり、請負契約に係る経費は含まない。

9 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収証等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 業務委託の実施にあたって、財産の取得は原則として認めないこと。

10 その他留意事項

本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。